契　　約　　書

　生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、福島市（以下「甲」という。）とはり・きゅう師

（以下「乙」という。）との間に下記の通り契約を締結する。

第１条　乙は、指定医療機関医療担当規程第１３条の規程に基づき患者の施術を担当するとき

は、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第２条　施術料金は、「生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和３６年９月３０日付け社発第７２７号厚生省社会局長通知）」に定めるところによる。

第３条　甲は、施術内容及び施術料請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該職員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第４条　甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障を来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第５条　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

第６条　この契約の終了１か月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う１か年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の確実を証するため本書２通を作成し、双方記名捺印のうえ各１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　福島市五老内町３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福　島　市

代表者　福島市長　木幡　浩

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印